

第 7 4 号議案

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u> とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u> とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条</p>

<p>第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,800円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健</p>	<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健</p>

康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**63万円**を超える場合には、**63万円**)、後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**19万円**を超える場合には、**19万円**)並びに介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **16,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,300円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **7,560円**

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **12,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,500円**

康保険税の額は、基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**65万円**を超える場合には、**65万円**)、後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**20万円**を超える場合には、**20万円**)並びに介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **18,480円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,930円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **8,400円**

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **13,200円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,950円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **5,400円**

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1,800円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,160円**

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **3,600円**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **6,000円**

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 **9,600円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **12,000円**

(2) 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 **1,350円**

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 **2,250円**

ウ 前項第3号イに規定する金額を減

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,000円**

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **5,280円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1,980円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,400円**

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **3,960円**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **6,600円**

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 **10,560円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **13,200円**

(2) 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 **1,485円**

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 **2,475円**

ウ 前項第3号イに規定する金額を減

額した世帯 **3,600円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の
世帯 **4,500円**

(国民健康保険税の減免)

第25条 略

(3) 略

4 前3項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、**納期限**までに減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、**同条中**「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によ

額した世帯 **3,960円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の
世帯 **4,950円**

(国民健康保険税の減免)

第25条 略

(3) 略

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

4 前3項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、**納期限(災害その他やむを得ない事由により、納期限までに申請することが困難であると市長が認めた場合は、市長が定める日)**までに減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、**同項中**「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によ

<p>るものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>るものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第25条及び附則第2項の改正並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正を除く。）による改正後の桶川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第25条の規定は、令和4年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税について適用し、同日前に納期限が到来した国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年11月29日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

国民健康保険税の税額、賦課限度額及び減免基準等について変更をしたので、この案を提出するものである。